C．学校施設使用上の遵守事項

法令により、学校施設は学校教育に支障のない範囲で学校教育以外に使用できると定められています。

学校や近隣住民の方々に迷惑をかけず、皆様が快適に使用できるよう、以下の遵守事項及び「市川市学校施設の開放に関する規則」を厳守してください。遵守事項が守られない状況が続く場合は、施設の使用の承認や団体登録を取り消すことがありますので、ご留意ください。

１．使用の申請、実績報告について

毎月の提出書類（電子フォームを含む）の提出及び照明料等の納付は、規則により期限が定められており、期限を守らない場合は規則違反となります。度重なる期限超過が確認された団体には、使用承認の取消しや一定期間の使用停止等の措置を講じる場合があります。

⑴ 書類の提出期限

書類	提出期限
市川市運動場等使用承認申請書（黄色い３枚つづりの用紙又は電子フォーム）	**申請月の前月５日まで**に、同申請書を学校へ提出または電子フォームから申請
市川市運動場等照明設備及び空調設備使用実績報告書（ピンク色の用紙または電子フォーム）	**使用した月の翌月５日まで**に、同申請書を学校へ提出または電子フォームから申請

※使用承認を受けた場合は、使用の有無にかかわらず実績報告書を必ず提出してください。

⑵ 照明料・空調料の支払期限

照明料・空調料の納付書に記載された期日

⑶ 使用の変更・キャンセルについて

使用予定の変更やキャンセルをしたい場合は、必ず**事前に**学校または施設開放委員会へ連絡してください。なお、追加で使用する際は追加した日程を市川市運動場等使用承認申請書（3 枚つづり）に記入し、速やかに学校へご提出ください。

⑷ 正確な実績報告の実施

照明・空調を使用した時間を正しく報告してください。特に体育館の場合、通常は日中でも照明を使用します。体育館の使用時間と照明使用時間とが違う場合は調査させていただく場合があります。

２．学校施設の使用について

⑴ 使用時間

・使用時間は、**準備・片付けも含め、９時から 21 時まで**です。

・年末年始（12 月 29 日～１月３日）は開放しません。

⑵ 営利目的による使用等の禁止

規則により、**営利目的による使用等は禁止**です。団体運営には十分ご留意ください。営利性の疑義が生じた際には、個別に調査等を実施する場合があります。

⑶ 名簿に記載のない方の活動への参加について

「市川市運動場等使用団体登録申請書」の**名簿に記載のない方を参加させることは控えてください。**また、**市川市在住・在勤・在学でない方を含め**、参加者は漏れなく名簿に必ず記載してください。

⑷ 学校施設内への車両の乗り入れ・駐車

・**学校施設内への車の乗り入れ、駐車は原則禁止**です。
・駐車が必要な際は必ず学校の許可を得るとともに、乗り入れ台数は必要最小限としてください。
・許可を得た場合でも校庭への駐車は禁止とします。
・近隣住民への迷惑や他の交通への支障とならぬよう注意してください。

⑸ 施設使用時のマナー・近隣への配慮

・**学校施設は全面禁煙**です。**学校周辺における喫煙、飲酒やゴミのポイ捨て等も禁止**です。
・使用目的以外での活動は行わないでください。
・大声で騒ぐ、大きな音を立てる、車・バイクなどの騒音、路上駐車（特に送迎車両）、自転車の二人乗り等をしないでください。
・ボール等が近隣の住宅や店舗に入らないように気を付けてください。万一入った場合は、誠意をもって謝罪し、ボール等の回収をしてください。

⑹ 施設・設備・用具の管理

・**学校の施設、設備を破損した場合は、必ず学校及び教育委員会へ連絡するとともに、使用団体で責任をもって弁償、修理を行ってください。**
・鍵の管理や戸締りは責任をもって行ってください。
・校舎内外での火の取り扱いは学校長の許可を得るほか、関係機関に所定の手続きを行ってください。
・学校の用具類は、許可なく使用できません。許可を得た場合も、占有しての使用は認められません。（サッカーのミニゴール、ボール、マット、跳び箱、タイマー等）
・学校施設使用後は後片付けを徹底するとともに、原状復帰してください。

⑺ 学校施設使用を中止する場合

・感染症等により学校閉鎖等となった場合、施設開放も中止となる場合があります。
・災害対応のため学校施設に避難所が開設される場合は、施設開放も中止となります。
・工事等により学校施設が一時的に使用できない学校がある場合は、使用日程の調整等についてご配慮いただきますようお願いいたします。

⑻ 学校施設が選挙会場として使用される場合

・学校施設が選挙会場として使用される場合は、下記のとおり学校施設開放での使用を制限します。
① 選挙前日（設営日）：投票所の設営に使用する場所（体育館、会議室等）は使用できません。それ以外の場所でも、投票所の設営作業と安全確保に配慮してください。
② 選挙当日：投票所となる学校の敷地内は、体育館・運動場を含めすべて使用できません。**※学校の許可があった場合でも使用できません。**

	投票所となる会議室や体育館等	運動場等その他の場所
選挙前日（設営日）	×	○
選挙当日	×	×

⑼ 人工芝グラウンドの使用について

・人工芝グラウンドでは下記の注意事項を守って使用してください。
① 金属製のスパイク、取換式スパイクなど人工芝を傷つける可能性のある靴は使用できません。
② 杭等を打ち、人工芝に穴をあける行為は禁止とします。
③ 人工芝内での水分補給は、原則「水、お茶、スポーツドリンク」としてください。

３．利用調整について

学校施設開放事業では、各学校で「学校施設開放委員会」を設置し、団体間での利用調整等、自主的な運営をお願いしております。委員会の運営に当たっては、すべての団体が協力的に関わるとともに、公平な利用調整を心がけてください。

詳細は別添「学校施設開放委員会の運営について」を参照してください。

４．その他

⑴ 団体登録について

・より多くの団体の皆様に施設をご使用いただくため、可能な限り「**１団体につき１学校**」の登録としてください。やむを得ず複数の学校で登録する場合、調整が必要なときは他団体に使用枠を優先して譲ってください(登録を希望する学校に在籍する児童生徒が団体構成員の過半数を占める場合はこの限りではありません)。

・団体名簿が類似するもので同一校に複数登録する、いわゆる「**団体の二重登録**」はできません。

・代表者の情報や登録人数等に変更があった場合は、「市川市運動場等使用団体登録申請書」を新しい情報に更新していただき、学校にご提出ください。

⑵ AED・健康管理・怪我

・ＡＥＤの設置場所や使用方法等の緊急対応について、団体間で相互把握に努めてください。

・熱中症や光化学スモッグ、インフルエンザ等、団体員の健康状態については常に留意し、無理な活動は避けてください。

・活動中に大きな怪我があった場合は、学校及び生涯学習振興課にご報告ください。

⑶ 学校への協力

・**体育施設ではなく学校施設ですので、学校教育が優先されます。**施設の清掃や借用した用具の片付け・消毒等を学校施設開放委員会内で協議し、学校への積極的な協力をお願いします。

【学校施設開放事業に関する相談窓口】

学校施設の使用に関して、学校施設開放委員会や学校での対応が困難な事項や、本事業全般に関するご相談につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

市川市教育委員会 教育振興部 生涯学習振興課　学校施設開放事業担当
TEL：047-320-3343（土日祝日を除く午前９時から午後５時）
Mail：shisetsukaihou@city.ichikawa.lg.jp

※団体内または団体同士のトラブルは基本的に団体の中で解決するよう努めてください。